

2023年2月20日

各位

会社名 東京応化工業株式会社
代表者名 取締役社長 種市 順昭
コード番号 4186 (東証プライム)
問合せ先 広報CSR部長 高須 亮一
TEL. 044-435-3000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を本年3月30日開催予定の当社第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2022年12月23日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図ることにより、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

第93回定時株主総会開催日：2023年3月30日（予定）

定款変更の効力発生日：2023年3月30日（予定）

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>②</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p><u>②</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>②</u> 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>③</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 24 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第 27 条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 29 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選 任)</u></p>	(削 除)
<p>第 30 条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	(削 除)
<p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削 除)
<p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p>第 33 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会)</u></p>	(削 除)
<p>第 34 条 <u>監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	
<p>② <u>監査役会の招集は、各監査役に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>	(削 除)
<p>第 36 条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>(選 任)</p> <p>第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 <u>38</u> 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 会計監査人</p> <p>(選 任)</p> <p>第 <u>33</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>35</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>① <u>当社は、第 93 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>第 93 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>